

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則
岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人事課) 一
(人事課) 一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令
岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二
(人事課) 二

号外(二) 平成二十六年十一月二十五日

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十七号の二

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部二十八の項及び家畜保健衛生所長の部五の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第九十七号の三

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正す

る。
 第三十条の表業務水道課の部岐阜県薬事審議会の項中「薬事法」を「医薬品 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附則
 この規則は、公布の日から施行する。

訓令 甲

岐阜県訓令甲第三十二号

庁 中 一 般
 各 現 地 機 関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三業務水道課の表八の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項部長専決事項の欄中第十一号を第十二号とし、第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

10 法第七十五条の二第一項の規定による登録の取消し等

別表第三畜産課の表十一の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別表第四保健所及び保健所に置かれる事務所の部一の項中「薬事法」を「医薬品、

医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に、「薬事法施行規則」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則」に改め、同項現地機関の課長専決事項の欄第六号中「貸貸業」を「貸与業」に改め、同項現地機関の課長専決事項の欄第二号中「薬局開設者又は店舗販売業者」を「薬局開設者等」に改め、同欄第七号中「貸貸業」を「貸与業」に改め、同欄中第十二号を第二十五号とし、第十七号から第二十一号までを三号ずつ繰り下げ、同欄第十六号中「令」の下に「第四十六条第三項及びび令」を加え、「薬局開設」を削り、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同号を同欄第十九号とし、同欄第十五号中「薬局開設」を削り、「販売業」の下に「又は高度管理医療機器等の販売業」を加え、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同号を同欄第十八号とし、同欄第十四号中「薬局開設」を削り、「貸貸業」を「貸与業」に改め、同号を同欄第十七号とし、同欄第十三号中「第十四条第一項」を「第十三条第五項の規定により読み替えて適用される同条第四項及び令第十四条第二項の規定により読み替えて適用される同条第一項」に改め、同号を同欄第十六号とし、同欄中第十二号を第十五号とし、第八号から第十一号までを三号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の三号を加える。

8 令第一条の五第一項の規定による薬局開設の許可証の書換え交付申請の受付

9 令第一条の六第一項の規定による薬局開設の許可証の再交付申請の受付

10 令第一条の六第三項及び令第一条の七の規定による薬局開設の許可証の返納の受付

別表第四家畜保健衛生所の部一の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（）」に、「薬事法施行令」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令」に改める。

附則

この訓令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十三号

庁 中 一 般
 各 現 地 機 関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十六年十一月二十五日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所の表一の表三十四の項及び別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所の表二の表十四の項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十六年十一月二十五日から施行する。

